する特定業務を営む場合における第二号チの規定の適用については、同号チ中「農業協同組合連合会」とあるのは、「農業協同組合連合会及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社」とする。

○金融庁・財務省・経済産業省告示第一号

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫法の施行に関する告示（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第一号）及び株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第二号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月二十九日

金融庁長官　森　信親
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　林　幹雄

（株式会社商工組合中央金庫法の施行に関する告示の一部改正）

第一条　株式会社商工組合中央金庫法の施行に関する告示の一部を次のように改正する。

第十七条の次に次の附則を加える。

附　則

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社が同法附則第二十七条第二号に規定する特定業務を営む場合における第一条及び第十条第一項第二号イの規定の適用については、第一条第一項中「掲げる者」とあるのは「掲げる者及び特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。次項第一号及び第十条第一項第二号イにおいて同じ。）」と、同条第二項第一号中「銀行並びに」とあるのは「銀行、」と、「掲げる者」とあるのは「掲げる者並びに特定承継会社」と、第十条第一項第二号イ中「掲げる者」とあるのは「掲げる者及び特定承継会社等（特定承継会社及びその子会社（銀行に限る。）をいう。）」とする。

（株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部改正）

第二条　株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（特定承継会社に係る特例）

第八条　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社が同法附則第二十七条第二号に規定する特定業務を営む場合における第一条第六号の規定の適用については、同号中「掲げる者」とあるのは、「掲げる者及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社」とする。

○金融庁・厚生労働省告示第一号

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）及び労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）の規定に基づき、労働金庫の従属業務を営む会社が主として労働金庫その他これに類する者の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を定める件（平成十四年金融庁・厚生労働省告示第四号）等の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月二十九日

金融庁長官　森　信親
厚生労働大臣　塩崎　恭久

（労働金庫の従属業務を営む会社が主として労働金庫その他これに類する者の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を定める件の一部改正）

第一条　労働金庫の従属業務を営む会社が主として労働金庫その他これに類する者の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を定める件の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の附則を加える。

附　則

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社が同法附則第二十七条第二号に規定する特定業務を営む場合における第二条第二項及び第三条第二項の規定の適用については、第二条第二項中「規定する者」とあるのは「規定する者及び特定承継会社等（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社及びその子会社（銀行に限る。）をいう。第二号及び次条第二項において同じ。）」と、同項第二号中「労働金庫等」とあるのは「労働金庫等及び特定承継会社等」と、第三条第二項中「規定する者」とあるのは「規定する者及び特定承継会社等」と、同項第二号中「労働金庫等」とあるのは「労働金庫等及び特定承継会社等」とする。

（労働金庫及び労働金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件（平成十八年金融庁・厚生労働省告示第三号）の一部を次のように改正する。

第二条　労働金庫及び労働金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件（平成十八年金融庁・厚生労働省告示第三号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の附則を加える。

附　則

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社が同法附則第二十七条第二号に規定する特定業務を営む場合における第一条及び第二条の規定の適用については、第一条中「掲げる者」とあるのは「掲げる者及び特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。次条において同じ。）」と、第二条中「掲げる者」とあるのは「掲げる者及び特定承継会社」とする。

（労働金庫法第五十八条第二項第十三号及び第五十八条の二第一項第十一号の規定に基づく労働金庫及び労働金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件の一部改正）

第三条　労働金庫及び労働金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件（平成十八年金融庁・厚生労働省告示第四号）の一部を次のように改正する。